2026年度（令和8年度）神奈川県高中生等奨学補助金
（詳細版：全日制・定時制・函授制）

神奈川県教育委員会教育局
行政部財務科高中奨学金組
（2026年8月）

1　什么是奖学补助金

○为了让所有有上进心的学生都能安心上学，本制度面向有高中生的中低收入家庭提供援助。

○这是用于学费以外（※）教育费用的**补助金**。

○**无需偿还**。

※学费以外的教育费用包括：教科书费、教材费、学习用品费、上学用品费、课外活动费、学生会费、PTA会费、入学用品费、修学旅行费、通信费等。

2　发放对象

○须满足以下（1）～（3）**全部要件**。

（1）2026年（令和8年）7月1日时，家长或监护人住在神奈川县内。

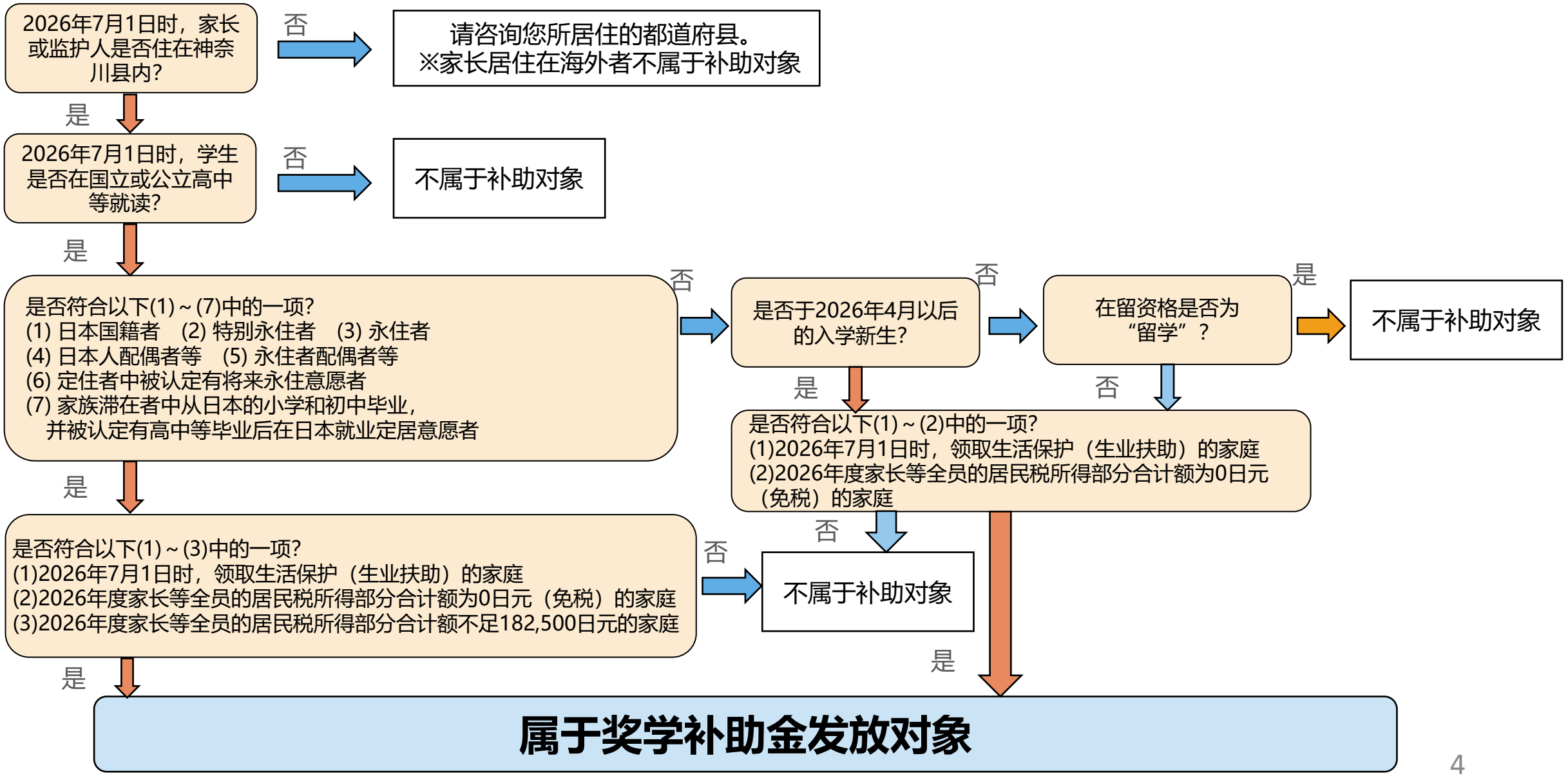
（2）2026年7月1日时，家庭属于以下任一类别。

- **接受生活保护家庭**（领取生业扶助的家庭）
- **住民税免税家庭**（家长等的所得率住民税部分为0）
- **年收入约270～380万日元的家庭**（家长等所得率住民税为100日元～不足105,500日元）
- **年收入约380～490万日元的家庭**（所得率住民税为105,500日元～不足182,500日元）

（3）2026年7月1日时，学生在高中（或同类学校）就读。

- “学生”是指有资格领取高中就学援助金、高中生等新修学援助金或再学习援助金的学生。
- “高中（或同类学校）”是指：高中（别科除外）、中等教育学校的后期课程、高等专门学校1～3年级、以及专修学校和各类学校中开设的类似高中课程（特别支援学校的高中部除外）。
  (※另外还有国籍、在留资格等方面的要求。)

2-1　确认是否属于发放对象



3　补助金额

家庭类别	条件	全日制 分部制	函授制
①接受生活保护家庭	7月1日时正在领取生业扶助	32,300日元	
②住民税免税家庭	家长等全体家庭成员的所得率住民税合计为0日元（①除外）	143,700日元	50,500日元
③年收入约270～380万日元的家庭	家长等等全体家庭成员的所得率住合计不足105,500日元（①②除外）	47,900日元	16,830日元
④年收入约380～490万日元的家庭	家长等等全体家庭成员的所得率住合计不足182,500日元（①～③除外）	35,930日元	12,630日元

- 因派驻海外等原因在日本没有住址而免税的，不在补助对象范围内。
- 学生本人入住儿童福利设施（母子生活支援设施除外）或由寄养父母抚养，并已获行政拨款修学旅行费或特别养育费的，在补助对象范围内。

4　申请期限・申请方法

＜申请期＞

2026年8月25日（周二）～2026年12月15日（周二）

＜提交地点＞

2026年7月1日时就读学校的办公室

・即使7月2日以后退学或转学，也请向7月1日时所在的学校提交申请。
・需要审查材料，请尽早提交。

※ 在（曾在）神奈川县立高中就读的学生，原则上请通过电子申请系统(e-kanagawa)进行线上申请。

・实在无法或很难进行线上申请的，也可用纸质申请书申请。请告知学校负责人。
・线上申请方法请见县财务科网站（https://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f531013/　）。

5　发放方法・发放时间

＜发放方法＞

○**如有拖欠的学费以外教育费用，奖学补助金将用来抵消拖欠的金额。**

- 是否存在拖欠教育费用的情况，需由校长确认。

○补助金将直接转入申请书上填写的账户。

＜发放时间＞

○预计在申请当月的**2～3个月后的月底左右**发放

・申请集中时，发放时间可能会延迟。

6　申请所需材料

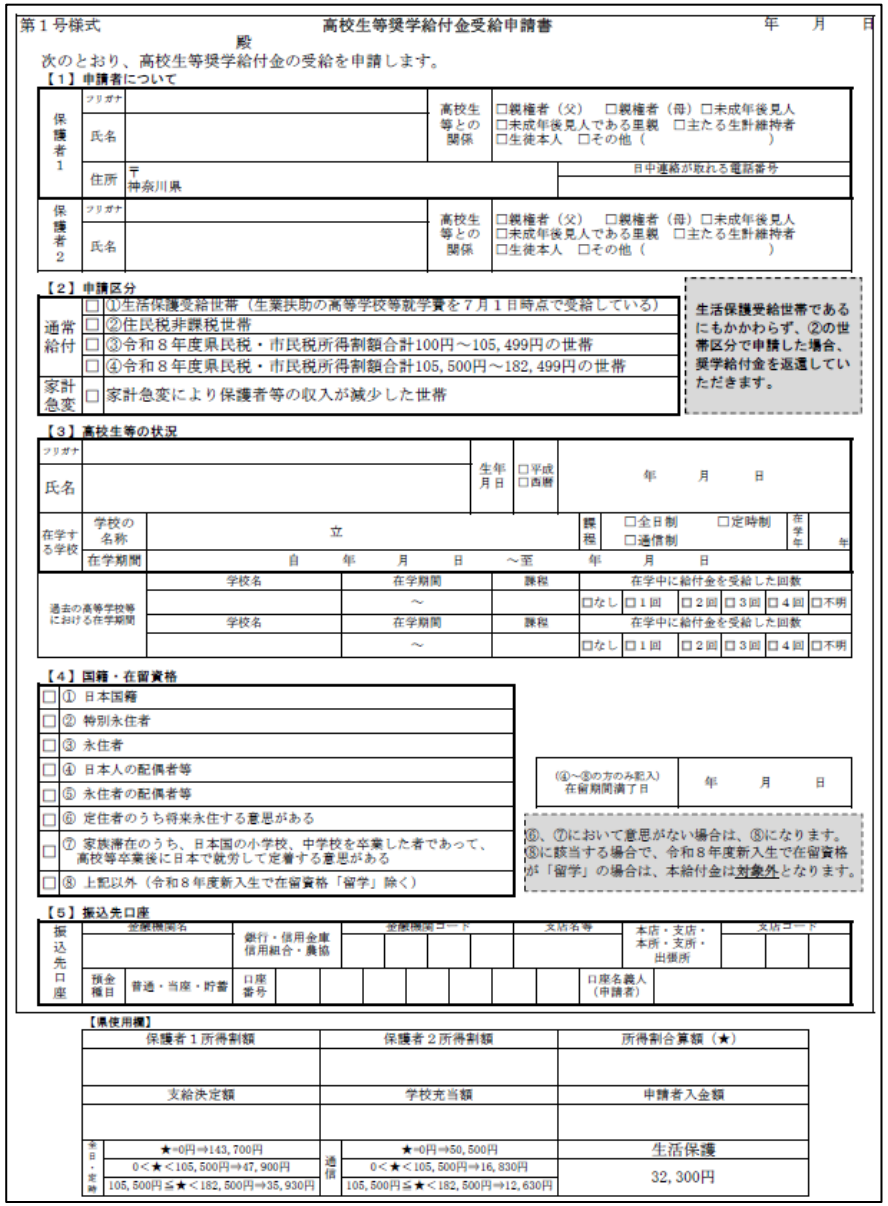
请提交与申请类别相应的材料。

申请类别	申请书	生活保护 领取证明书	课税证明书等	国籍等 确认材料	存折等复印件	委托书
接受生活保护家庭	●	●	-	●	●	▲（※）
课税・免税家庭	●	-	●	●	●	▲（※）
详细说明	正面：P9 背面：P10	P11	P12	P13	P14	P15

※　委托书仅限在**神奈川县立学校以外的国立公立高中**就读、且**有拖欠**学费以外的教育费用的学生需要提交。

○　向县立高中申请，原则上使用电子申请系统（e-kanagawa）。
除申请书外，所有附加材料请以截图形式上传到电子申请系统。

6-1-1　申请书（正面）（全体都要提交）



第１号様式　　高校生等奨学給付金受給申請書　　年　月　日

殿

次のとおり、高校生等奨学給付金の受給を申請します。

【１】申請者について

保護者１	フリガナ / 氏名		高校生等との関係	□親権者（父）□親権者（母）□未成年後見人 □未成年後見人である里親 □主たる生計維持者 □生徒本人 □その他（　　）
	住所	〒 神奈川県	日中連絡が取れる電話番号	
保護者２	フリガナ / 氏名		高校生等との関係	□親権者（父）□親権者（母）□未成年後見人 □未成年後見人である里親 □主たる生計維持者 □生徒本人 □その他（　　）

【２】申請区分

通常給付	□	①生活保護受給世帯（生業扶助の高等学校等就学費を７月１日時点で受給している）
	□	②住民税非課税世帯
	□	③令和８年度県民税・市民税所得割額合計100円～105,499円の世帯
	□	④令和８年度県民税・市民税所得割額合計105,500円～182,499円の世帯
家計急変	□	家計急変により保護者等の収入が減少した世帯

生活保護受給世帯であるにもかかわらず、②の世帯区分で申請した場合、奨学給付金を返還していただきます。

【３】高校生等の状況

フリガナ / 氏名		生年月日	□平成 □西暦	年　月　日	
在学する学校	学校の名称	立	課程	□全日制　□定時制 □通信制	在学年　年
	在学期間	自　年　月　日　～至　年　月　日			
過去の高等学校等における在学期間	学校名	在学期間	課程	在学中に給付金を受給した回数	
		～		□なし □１回 □２回 □３回 □４回 □不明	
	学校名	在学期間	課程	在学中に給付金を受給した回数	
		～		□なし □１回 □２回 □３回 □４回 □不明	

【４】国籍・在留資格

□	① 日本国籍
□	② 特別永住者
□	③ 永住者
□	④ 日本人の配偶者等
□	⑤ 永住者の配偶者等
□	⑥ 定住者のうち将来永住する意思がある
□	⑦ 家族滞在のうち、日本国の小学校、中学校を卒業した者であって、高校等卒業後に日本で就労して定着する意思がある
□	⑧ 上記以外（令和８年度新入生で在留資格「留学」除く）

（④～⑧の方のみ記入）在留期間満了日　年　月　日

⑥、⑦において意思がない場合は、⑧になります。⑧に該当する場合で、令和８年度新入生で在留資格が「留学」の場合は、本給付金は対象外となります。

【５】振込先口座

振込先口座	金融機関名		銀行・信用金庫 信用組合・農協	金融機関コード	支店名等	本店・支店・ 本所・支所・ 出張所	支店コード
	預金種目	普通・当座・貯蓄	口座番号		口座名義人（申請者）		

【県使用欄】

保護者１所得割額	保護者２所得割額	所得割合算額（★）
支給決定額	学校充当額	申請者入金額
全日・定時 ★=0円⇒143,700円	通信 ★=0円⇒50,500円	生活保護
0＜★＜105,500円⇒47,900円	0＜★＜105,500円⇒16,830円	32,300円
105,500円≦★＜182,500円⇒35,930円	105,500円≦★＜182,500円⇒12,630円	

【1】关于申请人

・请填写学生家长或监护人的姓名、地址及与学生的关系。

【2】申请类别

・请在申请家庭的类别栏（□）内打勾（☑）。

【3】学生情况

・请填写申请对象学生的姓名、出生日期、所在学校名称等。

【4】国籍・在留资格

・请在学生相应的国籍・在留资格栏（□）内打勾（☑）。

・属于④～⑧的，请同时填写右侧的“在留期间的日期”。

【5】转账账户

・请填写希望接收奖学补助金的账户信息。

6-1-2　申请书（背面）（全体都要提交）



【6】申請書とともに提出する書類。
○生業扶助を受けていることがわかる書類もしくは課税状況がわかる書類について

所得状況	提出書類	備考
□ 生活保護世帯	生活保護受給証明書	福祉事務所が７月１日以降に発行した生活保護受給証明書
□ 生活保護世帯以外	次の者の（非）課税証明書等	
	□ ①親権者（両親）２名	生徒が未成年（18歳未満）で、親権者が２人存在する場合 ※単身赴任の場合も２名分必要
	□ ②親権者１名	離婚、死別等により親権者が１名の場合 親権者は２名いるが、ＤＶや養育放棄、失踪等の事情によりやむを得ず、一方の親権者分を提出できない場合　等
	□ ③未成年後見人	親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 ※複数人選任されている場合は全員分
	□ ④主たる生計維持者２名	生徒が在学中に成人した場合で、成人直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合
	□ ⑤主たる生計維持者１名	生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合 入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合 生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が１人だった場合 生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
	□ ⑥生徒本人	親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合　等

次の理由により、上表の書類を提出しません。

□	所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割・市町村民税所得割が課されるだけの収入を得ていないため

○国籍・在留資格等が確認できる書類について

国籍/在留資格	提出書類		備考
□ 日本国籍	住民票の写し（原本）		
□ 特別永住者	・特別永住者証明書の写し ・住民票の写し（原本）	のいずれか	・特別永住者証明書をコピーしたもの ・住民票の写しは国籍・在留資格等の記載があるもの
□ 永住者 □ 日本人の配偶者 □ 永住者の配偶者 □ 定住者 □ 留学（新入生除く）	・在留カードの写し ・住民票の写し（原本）	のいずれか	・在留カードはコピーしたもの ・住民票の写しは国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの ※永住者については、住民票の写しに在留期間の記載は不要です。 ※定住者は、将来永住する意思がある者が対象です。
□ 家族滞在	・在留カードの写し ・住民票の写し（原本） 及び、以下のいずれか一つ 日本の小学校及び中学校の ・卒業証書の写し ・卒業証明書の原本	のいずれか のいずれか	・在留カードはコピーしたもの ・住民票の写しは国籍・在留資格・在留期間等の記載があるもの ※小学校、中学校とは、特別支援学校（小・中）又は義務教育学校の前後期及び中等教育学校の前期課程も含みます。 ※高校等卒業後、日本で就労して在留する意思がある者が対象です。

次の事項に同意する場合は、□にチェックを付けてください。

□ 高校生等就学支援金等の申請で提出した課税証明書や在留カードの写し等を使用して高校生等奨学給付金の支給審査をすることに同意します。

【7】誓約・委任

次のことを確認し、誓約（委任）します。　　申請者氏名

・申請書の記載内容は事実に相違ありません。また、この申請書に虚偽の記載があった場合は、神奈川県教育委員会の求めに従いその全額を即時返還します。
・**神奈川県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。**
・この申請の対象となる高校生等は、７月１日時点※、児童福祉法による児童入所施設措置費等（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。））の支弁対象ではありません。※家計急変申請は事由発生日の属する翌月の初日
・**（非課税世帯のみ）７月１日時点で生活保護（生業扶助（高等学校等就学費））を受けていません。**
・**（申請者が主たる生計維持者の場合のみ）**私と高校生等本人は、健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあります。
・授業料以外に学校へ納付する納付金等に未済があるときは、私が支給を受ける高校生等奨学給付金をその未済に充てることについて学校長に委任します。
（注）神奈川県立学校以外の学校では、上記の下線部を次のように変更して使用。

【学校使用欄】
学校受付印

次のことについて確認しました。

・□　　年７月１日現在、　本校の（□全日制 □定時制 □通信制）課程に在学します。
・（□就学支援金 □学び直し支援金）の受給資格を有する（補助要件を満たす）者です。
・納付金等について、（□未済なし / □未済あり（　　円）

学校の名称　　学校長の氏名　　職印

学校の電話番号

【6】与申请书一同提交的材料

○关于证明领取生业扶助或可确认课税情况的材料

・请在相应的收入情况栏打勾（☑）。

・请参阅备注，在要提交的材料栏打勾（☑）。

○关于可确认国籍・在留资格等的材料

・请在相应的国籍/在留资格栏打勾（☑）。

【与就学援助金共用材料】

・如同意沿用为申请高中就学援助金时提交的材料，请打勾☑。

【7】承诺与委托

・如对内容无异议，请填写申请人姓名（家长等的姓名），以示作出承诺与委托。

6-2　生活保护证明书（符合者提交）

○**能证明2026年7月1日**时正在领取**生业扶助（高中等就学费）**的以下任一证明

① 生业扶助（高中等就学费）领取证明书（第2号样式）

※　可以从学校或县官方网站获取表格后到福利事务所（或区役所）办理证明。

② 福利事务所（或区役所）开具的可确认领取生业扶助（高中等就学费）的生活保护证明书

6-3　课税证明书等（符合者提交）

○可确认2026年度道府县民所得率税额与市町村民所得率税额合计的以下任一材料（需提交**父母双方等**的材料）

① 2026年度　市町村民税・县民税　(非) 课税证明书

※请到市区町村役所的窗口等办理。

② 2026年度　市町村民税・县民税 特别征收税额通知书

※属于公司职员、公务员等工资收入者，一般在6月左右会收到由工作单位发行的。

③ 2026年度　市町村民税・县民税 税额决定・纳税通知书

※个体经营者等，一般在6月左右会收到由市町村邮寄到家的。

6-4　国籍等确认材料（全体都要提交）

请提交可确认**学生本人的**国籍・在留资格等的材料。※不是家长的国籍・在留资格等。

国籍・在留资格	提交材料	备注
日本国籍	住民票副本（须原件，不可复印。）	・提交2026年1月1日以后开具的住民票副本
特别永住者	・特别永住者证明书复印件，或 ・住民票副本（原件） ※须标明有国籍・在留资格・在留期间等	・提交2026年1月1日以后开具的住民票副本
永住者 日本人配偶者等 永住者配偶者等 定住者 留学（新生除外）	・在留卡复印件，或 ・住民票副本（原件） ※须标明有国籍・在留资格・在留期间等	・提交2026年1月1日以后开具的住民票副本 ・定住者，仅限被认定将来有永住意愿者
家族滞在	・在留卡复印件，或 ・住民票副本（原件） ※须标明有国籍・在留资格・在留期间等 外加以下任一种材料： ・日本的小学・初中毕业证复印件，或 ・日本的小学・初中的毕业证明书	・提交2026年1月1日以后开具的住民票副本 ・小学、初中包括特别支援学校（小学部・初中部）义务教育学校的前后　期及中等教育学校的前期课程 ・高中毕业后有在日本就业并居留意愿者

6-5　存折复印件等（全体都要提交）

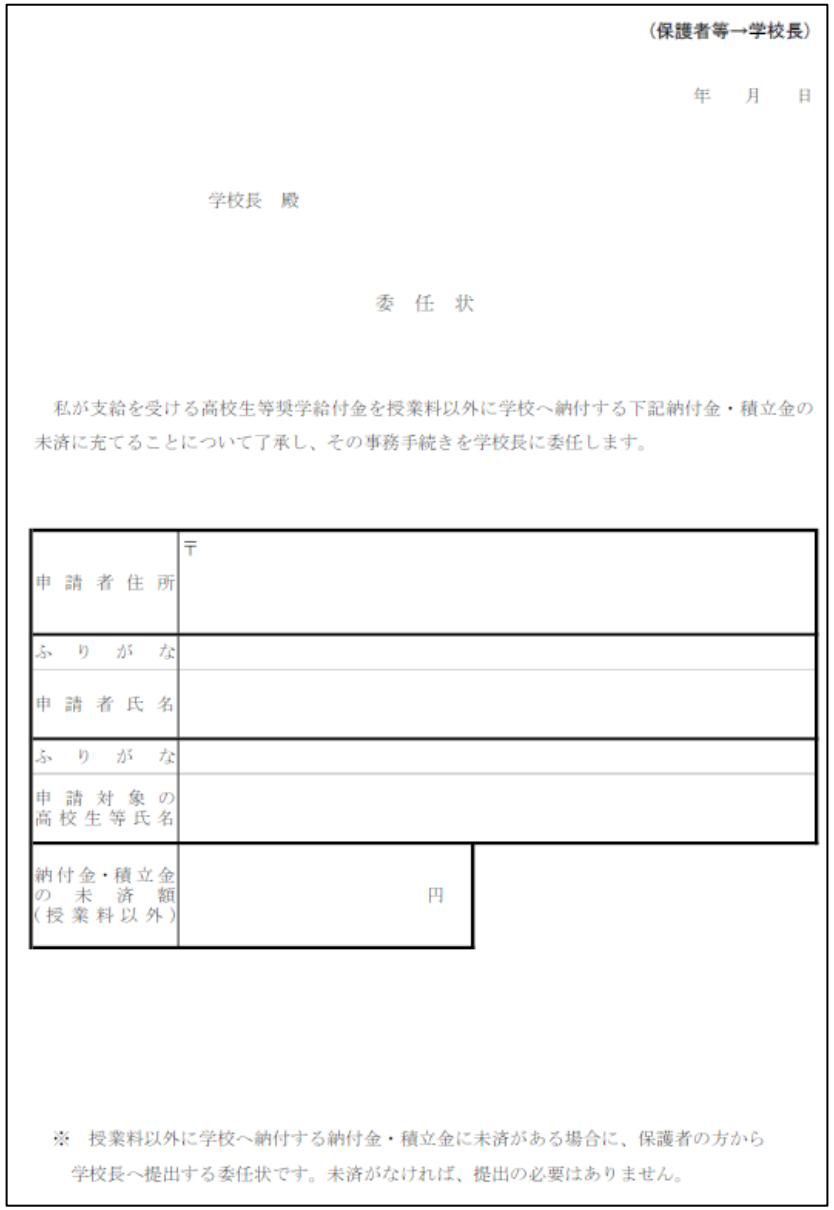
○存折复印件等**能看出账户名义人**的材料

○请使用**学生本人名义或其家长名义的账户**。

※使用学生或家长以外的名义人账户时，请提交委托该名义人的委任状。

※请使用能确保入账的账户。

6-6　委托书（仅限神奈川县立学校以外的国公立高中学生提交）



（保護者等→学校長）

年　月　日

学校長　殿

委　任　状

私が支給を受ける高校生等奨学給付金を授業料以外に学校へ納付する下記納付金・積立金の未済に充てることについて了承し、その事務手続きを学校長に委任します。

申請者住所	〒
ふりがな	
申請者氏名	
ふりがな	
申請対象の高校生等氏名	
納付金・積立金の未済額（授業料以外）	円

※　授業料以外に学校へ納付する納付金・積立金に未済がある場合に、保護者の方から学校長へ提出する委任状です。未済がなければ、提出の必要はありません。

○委托书：

・**在神奈川县立学校以外的国公立高中**就读的学生，

・如果**有拖欠**学费以外的教育费用的情况时须**向学校**提交此委托书。

○在神奈川县立学校就读的学生无需提交。

○请填写申请人（家长等）的地址、申请人（家长等）的姓名、申请对象学生的姓名，以及学费以外教育费用的拖欠金额。

7　其他

- **因受自然灾害致使校服丢失或损坏，需重新购买时的追加补助**

领取奖学补助金的家庭，如学校规定必须穿着的校服因灾害等意外致使丢失或损坏，需要重新购买的情况，补助金额可能会增加。

详情请咨询所在学校或神奈川县教育委员会财务科。

8　咨询窗口

○详细通知和申请材料可从神奈川县官方网站或学校办公室获取。

○**县官方网站：**

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f531013/

○**咨询：所在高中的办公室　　或**

神奈川县教育委员会财务科高中奖学金组

电话　045-210-8251（直线）